

申請・届出名	危険物（仮貯蔵・仮取扱い）承認申請書
様式	別記様式第1の2 （危険物規制に関する規則第1条の6関係）
根拠条文	消防法第10条第1項ただし書
概要	指定数量以上の危険物を仮に貯蔵又は取り扱う場合は、上記申請書を提出してください。
注意事項等	1 申請手数料が必要です。（阿久根地区消防組合手数料条例） 2 仮貯蔵及び仮取扱いの期間は、 <b>10日以内</b> です。